

京都府立医科大学における公的研究費の不正に係る調査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都府立医科大学における公的研究費に係る不正防止に関する規程（平成27年4月1日 京都府立医科大学規程第314号。以下「規程」という。）に基づき、学内外からの公的研究費の不正使用又は不正使用の疑いが生じた場合の調査等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領における用語は、規程において使用する用語の例による。

(予備調査)

第3条 最高管理責任者（最高管理責任者が通報等の対象に含まれているとき又は通報者若しくは不正使用を行ったとされる研究者等（以下「被通報者」という。）と直接の利害関係を有するときは、統括管理責任者その他これに代わる者とする。以下同じ。）は、規程第12条第3項の規定による報告を受けたときは、当該報告を受けた日から概ね30日以内に、統括管理責任者に次の各号に掲げる事項について予備調査を行わせ、その調査結果の報告を受けるものとする。

(1) 当該通報等がされた不正使用が行われた可能性

(2) 規程第13条第2項第3号の規定により示された合理的理由と当該通報等がされた不正使用との関連性・論理性

(3) 当該通報等の対象となった公的研究費の執行から通報等がされるまでの期間が、公的研究費の執行に関する書類やデータ等事後の検証を可能とするものについての定められた保存期間等を超えるか否か

(4) その他最高管理責任者が必要と認める事項

2 統括管理責任者は、前項の予備調査の実施に関し、通報者、被通報者、及びその他関係者に対し、必要な協力等を求めることができる。

3 前項の協力を求められた通報者、被通報者及び関係者は、誠実にこれに協力し、正当な理由なくこれを拒絶することができない。

(本調査)

第4条 最高管理責任者は、前条の予備調査の結果等に基づき、当該通報等がなされた事案について、さらに本格的な調査をすべきか否かを速やかに決定する。

2 前項の場合において、最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときは、速やかに調査委員会を設置する。

3 最高管理責任者は、本調査の実施を決定したときは、速やかに通報者及び被通報者（被通報者以外で不正使用に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）及び被通報者が所属する長に通知するとともに、被通報者に他機関に所属する者がある場合は、当該所属機関の長にも通知するものとする。

4 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定したときは理由を付してその旨を通報者に通知する。

5 第3項及び第4項に定めるもののほか、最高管理責任者は、当該事案に係る研究が他機関からの配分を受けて行われたものであるときは、通報等の受付から30日以内に当該資金配分機関及び当該資金を所管する関係省庁等（以下「当該資金配分機関等」という。）にも本調査の要否を報告する。

6 最高管理責任者は、前条の予備調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものと判断されたときは、通報者が所属する長にその旨を通知する。

7 最高管理責任者は、第4項に定める通知を受けた通報者から当該調査の結果について異議の申出があったときは、必要に応じて前条の予備調査について、統括管理責任者に再調査を求めることができる。

(調査委員会)

第5条 調査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、統括管理責任者をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる委員をもって充てる。ただし、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有するものを除く。

(1) 被通報者が所属する学科のコンプライアンス推進責任者

(2) 当該通報等を受けた研究費に関わる教授（教授自身が被通報者である時を除く。）

(3) 最高管理責任者が指名する教授

(4) 事務局長

(5) 総務課長

(6) 情報・研究支援課長

(7) 経理課長

(8) 専門的知識を有する本学以外の者で最高管理責任者が認めた者

4 調査委員会の委員の半数以上は、前項第8号の者でなければならない。

5 調査委員会の事務は、情報・研究支援課において行う。

(調査委員会の責務)

第6条 調査委員会委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後においても、同様とする

2 調査委員会委員は、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

3 調査委員会委員は、自ら又はその家族等が通報等の対象となった場合には、当該通報等に係る事務に携わることができない。

(調査開始の通知等)

第7条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員の所属及び氏名を通報者及び当該被通報者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた通報者及び被通報者は、当該通知を受けた日から7日以内に書面により異議申立をすることができる。

3 前項の異議申立があった場合、最高管理責任者はその内容を審査し、必要と認めるときは、当該異議申立に係る委員を交代させることができる。

4 最高管理責任者は、前項の審査の結果並びに委員を交代させたときは当該調査委員の所属及び氏名を通報者及び被通報者に通知する。

(本調査の実施)

第8条 調査委員会は、不正使用の有無及び不正使用の内容、不正使用に関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額（以下「不正使用の有無等」という。）並びに当該通報が不正防止の目的に基づくものであったか等について、調査するものとする。

2 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について当該資金配分機関等に報告し、又は協議しなければならない。

3 調査委員会は、被通報者に対し関係資料の提出、事実の証明、事情聴取その他調査に必要な事項を求めることができる。

4 調査委員会は、関連する所属長等に対し、調査協力等適切な対応を指示することができる。

5 通報者は、通報に基づく調査への協力を理由として、人事、給与、研究又は教育上のいかなる不利益な取扱いも受けない。

6 通報等によりその対応に当たるすべての者は、通報者、被通報者その他当該調査に協力した者の名誉及びプライバシーが侵害されることのないよう十分配慮しなければならない。

7 調査委員会の調査は、関係者の人権が侵害されないようにしなければならない。

(調査への協力等)

第9条 被通報者は、調査委員会による事実究明に協力するものとし、虚偽の申告をしてはならない。また、調査の状況等を他に漏らしてはならない。

2 被通報者は、当該通報者を特定するための調査等を行ってはならない。

(調査内容に関する意見聴取)

第10条 調査委員会は、不正使用の有無等の認定を行うに当たっては、あらかじめ被通報者に対し、調査した内容を通知し、意見を求めるものとする。

2 被通報者は、前項の調査内容の通知日から原則として14日以内に調査委員会に意見を提出することができるものとする。ただし、調査委員会が必要と認めるときは、意見の提出期間を延長できるものとする。

3 前項の場合において、被通報者から意見の提出があったとき又は意見がない旨の申し出があったときは、調査委員会は、意見の提出期間を経過する前であっても次条に規定する認定を行うことができる。

(認定の手続及び方法)

第11条 調査委員会は、本調査の開始後概ね150日以内(かつ通報等の受付から原則として210日以内)に調査した内容をまとめ、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

2 調査委員会は、不正使用が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて通報が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

3 前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

4 調査委員会は、第1項及び第2項に定める認定が終了したときは、直ちに、最高管理責任者及び附属病院長(医業に係る臨床研究活動上の不正使用に限る。)に報告しなければならない。

5 調査委員会は、被通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、研究費の執行に関する書類やデータ等、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正使用か否かの認定を行うものとする。

6 調査委員会は、被通報者による自認を唯一の証拠として不正使用を認定することはできない。

7 調査委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正使用であるとの疑いを覆すことができないときは、不正使用と認定することができる。研究費の執行に関する書類やデータ等、本来存在すべき基本的な要素の不足により、被通報者が不正使用であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。

(調査結果の通知及び措置)

第12条 最高管理責任者は、前条による報告に基づき、その調査結果を通報者、被通報者、関連する所属長等に通知するとともに、当該資金配分機関等に対しては、原則として通報の受付から210日以内に、不正使用の発生要因、不正使用に関与した者が関わる調査対象制度以外の公的研究費の管理監査体制の状況、再発防止策、関係者の処分方針等必要事項を加えて報告書を提出しなければならない。

2 最高管理責任者は、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を当該資金配分機関等に提出しなければならない。

3 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、当該資金配分機関等へ報告しなければならない。

4 前3項のほか、当該資金配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況を報告し、又は中間報告を提出しなければならない。

5 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該資金配分機関等からの当該事案に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査に応じなければならない。

6 最高管理責任者は、前各項による報告又は調査等の結果、当該当該資金配分機関等から不正使用に係る公的研究費の返還命令を受けたときは、被通報者に当該額を返還させるものとする。

- 7 不正使用の内容が私的流用である等、悪質性が高い場合は、必要に応じて法的措置を講ずるものとする。
- 8 最高管理責任者は、前条による報告に基づき、不正使用が認められなかったときは、必要に応じて通報者及び調査対象研究者等への不利益発生を防止するための措置を講ずるものとする。

(不服申立)

- 第13条 第11条の調査の結果、不正使用と認定された被通報者は、第12条第1項の通知を受けてから30日以内に、最高管理責任者に対し、不服申立てをすることができる。
- 2 第11条の調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものと認定された通報者(被通報者の不服申立により次条の規定による再調査の結果、悪意に基づく通報等と認定された者を含む。)は、第12条第1項の通知を受けてから30日以内に、最高管理責任者に対し、不服申立てをすることができる。
 - 3 最高管理責任者は、調査委員会が当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立を却下すべきものと判断した場合、又は、不服申立が単に調査の引き延ばしや認定に伴う措置の先送りを目的とするものと判断した場合は、不服申立を受けないことができる。
 - 4 最高管理責任者は、第1項の不服申立を受けたときは、その旨を通報者に通知し、及び当該事案に係る研究が他機関からの配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関等に対してもその旨を報告する。再調査開始の決定をしたときも同様とする。
 - 5 最高管理責任者は、第2項の不服申立を受けたときは、通報者が所属する長及び被通報者に通知し、及び通報者が他機関に所属する者であるときは当該他機関の長に、当該事案に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関等に対してもその旨を報告する。
 - 6 前項に定めるもののほか、最高管理責任者は、必要に応じ当該資金配分機関等に当該不服申立を受けた旨を通知する。

(不服申立の審査及び再調査)

- 第14条 最高管理責任者は、前条第1項又は第2項の不服申立を受けたときは、当該調査を行った調査委員会に不服申立の審査を行わせる。ただし、不服申立の趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合において最高管理責任者が必要と認めるときは、当該調査委員会の委員を交代させ、又は新たに調査委員会を設置するものとする。
- 2 前項の審査においては、不服申立の趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに審査し、その結果を速やかに最高管理責任者に報告する。
 - 3 最高管理責任者は、被通報者及び通報者に前項の審査の結果を通知する。この場合において、再調査を行う決定を行ったときは、被通報者に対し、第11条の調査結果を覆すに足る資料の提出その他当該事案の速やかな解決に必要な協力を求めるものとし、被通報者が必要な協力を行わないときは、当該調査を行わず、又は打ち切ることができる。
 - 4 前項に定めるもののほか、最高管理責任者は、当該事案に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関等に対しても当該審査の結果を報告する。
 - 5 調査委員会が再調査を開始した場合は、当該不服申立を受けた日から概ね30日以内に、調査結果を最高管理責任者に報告する。
 - 6 前項の調査結果を報告する場合は、第12条各項の規定に準じて行うものとする。

(不利益取扱いの禁止)

- 第15条 最高管理責任者及び所属長は、通報等をしたことを理由に、当該通報者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 最高管理責任者、統括管理責任者、附属病院長及び当該所属長は、単に通報がなされたことのみを理由に、当該被通報者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

(不利益な取扱いに関する申出)

第 16 条 通報者は、通報等をしたことを理由として不利益な取扱いを受けた場合には、情報・研究支援課長にその旨を書面により申し出ることができる。

- 2 情報・研究支援課長は、前項の申出を受けた場合には、通報等担当職員に調査を実施させ、その調査結果に基づき、必要な改善措置を講じるものとする。
- 3 情報・研究支援課長は、前項の規定により必要な改善措置を講じたときは、通報者に対し、その旨を通知するものとする。
- 4 前項の規定は、調査の結果、通報等をしたことを理由として不利益な取扱いを受けた事実がなかった場合又は改善措置を講じる必要がなかった場合に準用する。この場合においては、その理由も併せて通知するものとする。

(調査結果の公表等)

第 17 条 最高管理責任者は、調査委員会の本調査又は再調査の結果の報告において、不正使用が行われた旨の報告を受けた場合は、次の事項を公表するものとする。

- (1) 不正使用に関与した者の所属及び氏名
 - (2) 不正使用の内容
 - (3) 最高管理責任者又は調査委員会が公表時までに行った措置の内容
 - (4) 調査委員会委員の所属及び氏名
 - (5) 調査の方法、手順等
 - (6) その他最高管理責任者が必要と認める事項
- 2 最高管理責任者は、調査結果の報告において、不正使用が行われていない旨の報告を受けた場合は、原則として、調査結果等の公表は行わないものとする。ただし、公表までに調査事案が外部に洩出していた場合は、調査結果を公表する。
 - 3 最高管理責任者は、調査結果の報告において、当該通報等が悪意によるものである旨の報告を受けた場合は、通報者の所属及び氏名を公表する。
 - 4 最高管理責任者は、公表において研究者等の中に、学生及び本学の卒業生、並びに本学以外の研究者等が含まれているときは、当該事案に応じて適切な配慮を行うこととする。

(調査中における一時的措置)

第 18 条 最高管理責任者は、第 4 条の本調査を行うことを決定したときは、第 11 条の調査結果の報告を受けるまでの間、当該通報等をされた研究に係る研究費の執行の停止その他必要な措置を講じることを当該所属長その他の関係者に求めることができる。

(認定後の措置)

第 19 条 最高管理責任者は、調査結果の報告において、不正使用が行われた旨の報告を受けた場合は、前条の規定により講じられた措置の延長を当該所属長その他の関係者に求めることができる。

- 2 最高管理責任者は、調査結果の報告において、不正使用が行われていない旨の報告を受けた場合は、前条及びその他当該通報等に基づき講じた一切の措置を解除し、及び当該事案において不正使用が行われていない旨を関係者又は当該資金配分機関等に周知するなど、不正使用が行われていないと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。
- 3 最高管理責任者は、調査結果について、第 13 条の不服申立があったときは、第 1 項により講じた措置を保留し、又は前条の措置を講じるなど、必要な措置を講じるものとする。
- 4 前項の措置を講じた場合において、最高管理責任者は、当該不服申立に関し、第 14 条第 5 項の規定による調査結果の報告を受けたときは、当該報告に基づき、第 1 項又は第 2 項に定める措置及び必要に応じて第 17 条の規定による公表の措置を講じるものとする。

(処分)

第 20 条 最高管理責任者は、第 11 条第 4 項の規定に基づき、調査委員会が不正使用を認定した

と報告を受けた場合、又は、第14条第1項の規定に基づき再調査した結果、調査委員会が不正使用を認定したと報告を受けた場合は、被通報者の処分に関して、京都府公立大学法人教職員の懲戒等に関する規程（平成20年6月19日 京都府公立大学法人規程第29号）第4条に基づき、京都府公立大学法人理事長に対し、審査請求を行うことができる。

- 2 最高管理責任者は、第11条第2項の規定に基づき、調査委員会が不正使用が行われていないと認定したとき、併せて悪意による告発があったと認定したと報告があった場合は、通報者の処分に関して、前項の規程に準じて行うものとする。
- 3 最高管理責任者は、調査委員会が不正使用を認定した者が本学学生であることの報告を受けた場合は、被通報者の処分に関して、京都府立医科大学における学生の懲戒に関する規程（平成27年4月1日 京都府立医科大学規程第315号）に基づき、懲戒を行うことができる。
- 4 最高管理責任者は、調査委員会が不正使用が行われていないと認定した者が本学学生であり、併せて悪意による告発があったと認定したと報告があった場合は、通報者の処分に関して、第3項の規定に準じて行うものとする。

（通報等関連資料の保存）

第21条 最高管理責任者は、通報等の内容、処理経過等を記録した関連資料を当該通報等の処理を終了した日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

（その他）

第22条 この要領に定めるもののほか、通報等について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年10月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月30日から施行する。